

(特定事業者用)

## 地域限定商品券取扱実施要領

1. 目的 芦別市内全域で使用できる地域限定商品券を発行し、市内における消費拡大誘導による地域経済の浮揚と活性化および地場商工業の振興を図ることを目的とする。
2. 事業実施者 芦別商工会議所
3. 名称 商品券の名称を芦別市地域限定商品券「どんぐり」(以下「商品券」という。)
4. 額面 500円の商品券  
(化粧箱は100円・袋並びにのし紙は無料とする)
5. 有効期限 発行日から6ヵ月以内とする。
6. 販売所 芦別商工会議所  
販売日および販売時間は、土日祝祭日、お盆・年末年始の休みを除く商工会議所の業務時間内（午前8時30分から午後5時00分）となります。
7. 販売取次所 芦別ポイントカード協同組合  
販売日および販売時間は、土日、お盆・年末年始の休みを除くポイントカード（協）の業務時間内（午前9時00分から午後5時00分）となります。なお、祝祭日については、午前9時00分から午後3時00分までとなります。
8. 特定事業者
  - 1)商工会議所が発行する商品券は特定事業者以外での利用はできない。
  - 2)特定事業者でなければ商品券の換金を申し出ることができない。
  - 3)芦別市内に本店、支店、営業所を置き、商工会議所に登録することで特定事業者となる。但し、貸金業及びパチンコ店を除く。
  - 4)地域限定商品券発行事業に登録した特定事業者は、商工会議所が発行するすべての商品券発行事業の登録事業者となります。

9. 特定事業者の登録申請 1)申請書に記入のうえ、商工会議所窓口へ直接申込みとする。  
2)受付時間(土日、お盆・年末年始の休みを除く)は、午前9時から午後5時までとする。
10. 商品券の換金 商品券の換金決済は次のとおりとします。
- 1)特定事業者は、取引により出された「商品券」有効期限の確認を行い、取引の成立により換金請求ができます。(但し、有効期限を経過した商品券は取引および換金はできないものとし、特定事業者の責任とする。)
  - 2)「商品券」の換金は、商工会議所へ所定の換金請求書と商品券を提出することで、商工会議所指定金融機関の小切手を発行します。指定金融機関又は取引先金融機関で小切手を現金に換えていただきます。なお、商品券80枚(金額40,000円)以下の換金は現金で支払いいたします。(換金手数料を差し引いた額での小切手、現金の支払いになります。)
  - 3)有効期限が来ている商品券は有効期限の日から30日以内に換金を済ませて下さい。30日を過ぎると換金できませんのでご注意下さい。
  - 4)商品券の換金業務は月・水・金の午前9時～午後4時まで行います。但し、祝日はお休みとなります。
11. 換金手数料 商工会議所会員は商品券額面金額の2%、非会員は4%の手数料となります。
12. 制限事項 本商品券の制限
- 1)商品券利用における現金交換はできません。
  - 2)商品券利用に際し、おつりの支払いはできません。
  - 3)金券(ビール券・お米券・図書券・ギフト券・航空券等)の購入には、利用できません。
  - 4)官製品(ハガキ・切手類・たばこ・市指定ゴミ袋等)の購入には、利用できません。
  - 5)有効期限の過ぎた商品券は無効となります。
  - 6)特定事業者は、お客様が商品券をご利用いただいた時点で、商品券裏面の取扱店(特定事業者)枠に店名のゴム印を押して下さい。  
※一度利用された商品券は、(業者間の決済等)再度ご利用することはできません。又、商品券裏面の取扱店印が無い場合は換金できません。